

答 申 書
(答 申 第 336 号)

令和3年(2021年)5月24日

1 審査会の結論

北海道知事が、退職手当計算書について、非開示としたことは妥当である。

2 審査請求の経過並びに審査請求人の主張及び実施機関の説明の要旨

別紙のとおり（省略）

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の内容は、「退職手当計算書（令和元年度分 総務部職員のみ 個人を特定できる住所・氏名などの個人情報が必要なし。）」である。

北海道知事（以下「実施機関」という。）は、本件開示請求に対して、退職手当計算書（令和元年度分総務部職員のみ）（以下「本件公文書」という。）を対象公文書として特定した。

(2) 本件諮問事案における審議について

実施機関は、本件公文書に記載されている全ての情報が北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。）第10条第1項第1号に規定する非開示情報（以下「1号情報」という。）に該当するとして、令和2年8月7日付け人事第908号で公文書非開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

審査請求人（以下「請求人」という。）は、本件処分を取り消し、本件公文書の開示を求めていることから、本件処分の妥当性について、以下検討する。

(3) 1号情報の該当性について

条例第10条第1項第1号は、個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるものを非開示情報として定めている。

同号に規定する「特定の個人が識別され得るもの」とは、特定の個人であると明らかに識別され、又は識別される可能性のある情報をいい、氏名等のように個人が直接識別できるような情報はもとより、当該情報からは直接特定の個人が識別できなくとも、他の情報と組み合わせることにより間接的に特定の個人が識別され得る情報も該当するものであるとされている。

一方、国家公務員、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員（以下「公務員等」という。）の職務の遂行に係る情報に含まれる公務員等の職及び氏名については、公務員等の私人としての行動又は私生活にかかわる事柄ではないため、通常他人に知られたくないと認められる個人に関する情報とはいえず、原則として同号で規定する非開示情報には該当しないとされている。

(4) 実施機関は、1号情報に該当するとして非開示とした本件公文書について、概ね次のとおり主張する。

ア 本件公文書には、令和元年度に退職した個々の職員の氏名、生年月日、採用年月日、退職年月日、勤続期間、退職日における給料月額、退職手当額等の情報が記載されており、これら全ての情報は、北海道が公表している退職時の職名、氏名及び退職年月日といった退職発令情報などの情報と組み合わせることにより、特定の個人が識別され得るものである。

イ また、公務員の職務遂行に係る情報であって、当該情報に含まれる当該公務員の職及び氏名については、通常他人に知られたくないと認められる情報には該当しないところであるが、本件公

文書は、退職した職員に対して当該職員の退職手当額や計算過程等を示す内容が記載されている公文書であるため、その記載事項は当該職員の具体的な仕事に結びつく情報とはいえ、私人における場合と同様に、通常他人に知られたくないと認められる個人に関する情報として保護されるべきである。

ウ 退職手当金額をはじめ本件公文書に記載されている全ての情報は、通常他人に知られたくないと認められる情報であり、また、当該情報と道で公表している退職発令情報を組み合わせることにより、特定の個人の退職手当金額等が識別され得るものであることから、条例第10条第1項第1号に規定する非開示情報に該当するものである。

(5) 請求人は、実施機関が1号情報に該当するとして非開示とした部分について、概ね次のとおり主張する。

ア 本件開示請求に係る公文書開示請求書において、「個人を特定できる住所・氏名などの個人情報には必要なし。」と記載していることから、特定の個人を識別できる部分は黒塗りにする、又は識別される者に係る公文書は開示しないなどの対応が可能である。

イ 本件開示請求の内容は、退職手当計算書に限定しており、開示した場合、どのような理由で特定の個人の退職手当金額が識別されるおそれが生じるのか、本件処分に係る公文書非開示決定通知書に具体的理由が記載されていない。

(6) 当審査会において、本件公文書を見分したところ、本件公文書には、令和元年度に退職した職員のうち、総務部に所属していた職員の氏名、生年月日、採用年月日、退職年月日、勤続期間、退職日における給料月額、退職手当額や退職手当額を算出する計算過程等の情報が記載されていることが認められた。

北海道では、退職時の職名、氏名及び退職年月日などの退職発令情報を公表していることから、本件公文書に記載している情報と北海道で公表している退職発令情報を組み合わせることにより、退職した特定の個人が識別され得るものであると認められる。

また、公務員等の情報のうち、当該公務員等が担任する具体的な仕事に係る情報については、公務員等の職務の遂行に係る情報であって、当該情報に含まれる当該公務員等の職及び氏名については、通常他人に知られたくないと認められる情報には該当しない。

しかし、公務員等の情報であっても、当該公務員等が担任する具体的な仕事に係る情報ではないものについては、私人における場合と同様に、通常他人に知られたくないと認められる個人に関する情報として保護されるべきである。

本件公文書は、退職した職員の退職手当額を算出するために作成される文書であることから、その全ての記載事項は、当該職員の具体的な仕事に係る情報とは認められない。

したがって、本件公文書に記載されている全ての情報は、私人における場合と同様に、通常他人に知られたくないと認められる個人に関する情報が記載された文書として保護されるべきであると認められることから、1号情報に該当するとして本件公文書を非開示とした実施機関の処分は、妥当であると判断する。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
令和3年2月9日	○ 諮問書の受理（諮問番号 643） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②審査請求書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書非開示決定通知書の写し、⑤審査請求の概要、⑥弁明書の写し）の提出
令和3年2月10日	○ 本件諮問事案の審議を第一部会に付託
令和3年4月8日 （第一部会）	○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審議
令和3年5月12日 （第一部会）	○ 答申案骨子審議
令和3年5月21日 （第107回全体会）	○ 答申案審議
令和3年5月24日	○ 答申